

改め、同表耶麻郡磐梯町の項中「課長 室長」を「課長」に、
 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 室長 「会計室」を「会計室」に改め、同表耶麻郡猪苗代町の項中
 教育委員 教育委員会事務局 次長 課長
 課長 「会計室」に改め、同表耶麻郡西会津町の項中
 「行政管理業務主任」を「行政管理係長」に、
 教育委員会事務局 教育委員 教育委員 教育委員
 室長 室長 室長 室長
 教育委員 教育委員 教育委員 教育委員
 課長 課長 課長 課長
 「衛生センター」に、
 衛生センター 衛生センター
 農業環境改善センター 農業環境改善センター
 所長 所長 所長 所長
 幼稚園 幼稚園 幼稚園 幼稚園
 園長 園長 園長 園長
 「会計管理者者部局」に改め、同表耶麻郡会津坂下町の項中
 会計管理者者部局 会計管理者者部局 会計管理者者部局
 課長 課長 課長 課長
 出納室 出納室 出納室
 「出納室」を「出納室」に、
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「保育所」に、
 保育所 保育所 保育所 保育所
 所長 所長 所長 所長
 「中学校」に、
 中学校 中学校 中学校 中学校
 校長 校長 校長 校長
 「農業委員会事務局」に、
 農業委員会事務局 農業委員会事務局 農業委員会事務局
 所長 所長 所長 所長
 「保健センター」に、
 保健センター 保健センター 保健センター 保健センター
 所長 所長 所長 所長
 「農業委員会事務局」に、
 農業委員会事務局 農業委員会事務局 農業委員会事務局
 所長 所長 所長 所長
 「中学校」に、
 中学校 中学校 中学校 中学校
 校長 校長 校長 校長
 「中学校 校長 教頭」を「中学校 校長 教頭」に、
 中学校 中学校 中学校 中学校
 校長 校長 校長 校長
 教頭 教頭 教頭 教頭
 「中学校 校長 教頭」に、
 中学校 中学校 中学校 中学校
 校長 校長 校長 校長
 教頭 教頭 教頭 教頭
 「中学校 校長 教頭」に、
 中学校 中学校 中学校 中学校
 校長 校長 校長 校長
 教頭 教頭 教頭 教頭
 「中学校 校長 教頭」に、
 中学校 中学校 中学校 中学校
 校長 校長 校長 校長
 教頭 教頭 教頭 教頭

委員会事務局 教育次長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 表西白河郡泉崎村の項中「村長部局」を「村長部局」に改め、同表西白河郡中島村の項中
 村長部局 村長部局 村長部局 村長部局
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「村長部局」に改め、同表西白河郡中島村の項中
 村長部局 村長部局 村長部局 村長部局
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「農業委員会事務局」に改め、同表西白河郡矢吹町の項中
 農業委員会事務局 農業委員会事務局 農業委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 健康センター 健康センター 健康センター 健康センター
 図書館 図書館 図書館 図書館
 保育園 保育園 保育園 保育園
 園長 園長 園長 園長
 「出納室」を「農業委員会事務局」に改め、同表東白川郡棚倉町の項中
 農業委員会事務局 農業委員会事務局 農業委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「出納室」を「出納室」に改め、同表東白川郡塙町の項中
 出納室 出納室 出納室 出納室
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「会計管理者者部局」に改め、同表東白川郡塙町の項中
 会計管理者者部局 会計管理者者部局 会計管理者者部局
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「教育委員会事務局」に改め、同表東白川郡塙町の項中
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「村長部局」に改め、同表東白川郡鮫川村の項中
 村長部局 村長部局 村長部局 村長部局
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「村長部局」に改め、同表東白川郡鮫川村の項中
 村長部局 村長部局 村長部局 村長部局
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「村長部局」に改め、同表東白川郡玉川村の項中
 村長部局 村長部局 村長部局 村長部局
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「村長部局」に改め、同表東白川郡平田村の項中
 村長部局 村長部局 村長部局 村長部局
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長
 「村長部局」に改め、同表東白川郡浅川町の項中
 村長部局 村長部局 村長部局 村長部局
 課長 課長 課長 課長
 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
 課長 課長 課長 課長

「町長部局」を「町長部局 課長」に改め、同表石川郡古殿町の項中 教
 事務局 課長」
 計管理者部局 会計管理者
 育委員会 教育長 を「会計管理者部局 会計管理者
 教育委員会事務局 教育次長」に改め、同表田
 村郡三春町の項中 「会計室 室長
 教育委員会 教育長 を「会計室
 教育委員会事務局 課長」
 め、同表田村郡小野町の項中 教育委員会
 「出納室 室長
 教育委員会事務局 教育次長 を
 「町長部局 課長」
 室長 室長
 課長」に改め、同表双葉郡広野町の項中 町長部局
 「町長部局 課長」
 教育委員会 教育長
 教育委員会事務局 教育次長 課長 を「町
 長部局 課長
 育委員会事務局 教育次長 課長」に改め、同表双葉郡双葉町の項中 教育委員会
 会計管理者 「出納室
 教育局 教育長 を「出納室
 事務局 課長」
 「出納室 室長
 教育委員会事務局 課長」
 所長 所長
 ンター 所長 を「保育所 所長」に改め、同表双葉郡川内村の項中 教育委員会
 「出納室
 室長
 教育局 教育長 を「出納室
 事務局 課長」
 室長
 教育局 教育長 を「保育所 総合福祉セ
 ンター 所長」に改め、同表双葉郡檀葉町の項中 教育委員会
 「出納室
 室長
 教育局 教育長 を「出納室
 事務局 課長」
 室長
 教育局 教育長 を「教育委員会事務局 課長
 管理委員会 書記長 を
 美里出張所 所長
 き出張所 所長」
 「出納室 室長
 「出納室 室長

の項中 教育委員会 教育長 を
 教育委員会事務局 教育次長」
 同表双葉郡葛尾村の項中 「町長部局 課長
 教育委員会事務局 教育次長」
 長 室長
 教育次長」に改め、同表相馬郡新地町の項中 教育委員会
 「会計室 室長
 教育委員会事務局 課長」
 長 室長
 教育次長」に改め、同表相馬郡飯館村の項中 「主任主幹 主任 主幹」を「主
 任主幹」に、「主任書記」を「書記長」に、
 任主幹」に、「主任書記」を「書記長」に、
 幼稚園 園長 を「こども園 園長」
 に改め、同表公立藤田病院組合の項中 「副院長 薬局長」を「副院長」に改め、同表双
 葉地方広域市町村圏組合の項中 「課長 室長」を「課長」に改める。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 (総務審査課)
 職員の内職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成三十年七月六日
 福島県人事委員会
 委員長 今野 順 夫
**福島県人事委員会規則第二十九号
 職員の内職管理に関する規則の一部を改正する規則**
 職員の退職管理に関する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号)の一部
 を次のように改正する。
 別表第一知事部局の項中「並びに福島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成二
 十四年福島県規則第十八号)による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の二の表に
 掲げる市町村復興支援担当理事並びに福島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成
 二十七年福島県規則第十五号)による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の表に掲
 げる直轄理事並びに第二十二條の二の表に掲げる安全管理及び子育て支援担当理事」
 を削り、同表教育委員会事務局の項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改
 正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運
 営に関する法律(昭和三十一年法律第七十六号)第十六條第一項に規定する教育長及び
 び」を削る。
 別表第二知事部局の部本庁機関の項中「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベー
 ション・コースト構想推進監」に、「第二十三條に規定する東京オリンピック・パラ
 リンピック担当課長、第二十三條の二に規定する企業誘致担当課長、第二十三條の三に
 規定する空港利活用担当課長及び第二十三條の四に規定する復興住宅担当課長」を「及

び第二十三条に規定する空港利用担当課長並びに福島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成三十年福島県規則第十七号）による改正前の福島県行政組織規則第二十二條の四に規定する国際研究産業都市推進監、第二十三条に規定する東京オリンピック・パラリンピック担当課長、第二十三条の二に規定する企業誘致担当課長及び第二十三条の四に規定する復興住宅担当課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）